

嶺南広域行政組合特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例

平成 9 年 7 月 1 日

条 例 第 1 4 号

改正 平成 11 年 4 月 1 日条例第 2 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日条例第 1 号

改正 平成 20 年 12 月 24 日条例第 1 号

改正 平成 27 年 7 月 30 日条例第 4 号

改正 平成 28 年 3 月 29 日条例第 2 号

改正 平成 29 年 3 月 29 日条例第 2 号

改正 令和 5 年 3 月 29 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、嶺南広域行政組合の特別職の報酬及び費用弁償等に関する事項を定めるものとする。

(議会議員の議員報酬及び費用弁償)

第 2 条 議会の議長、副議長及び議員（以下「議員等」という。）の議員報酬の額は、次のとおりとする。

議 長	年 額	34,000円
副議長	年 額	29,000円
議 員	年 額	27,000円

2 前項の規定による議員報酬は、年度末に支給する。ただし、年度途中において当該議員等となり又は当該議員等でなくなった場合の議員報酬の額は、月割によって計算する。

3 議員等が公務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

4 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第 1 のとおりとする。

(管理者等の旅費)

第 3 条 管理者及び副管理者に支給する旅費の額は、別表第 2 のとおりとする。

(監査委員の報酬及び費用弁償)

第 4 条 監査委員の報酬の額は、次のとおりとする。

年 額	20,000円
-----	---------

2 前項の規定による報酬は、年度末に支給する。ただし、年度途中において当該監査委員となり又は当該監査委員でなくなった場合の報酬の額は、月割によって計算する。

3 監査委員が公務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

4 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第3のとおりとする。

(情報公開・個人情報保護審査会委員)

第5条 情報公開・個人情報保護審査会委員(以下「審査会委員」という。)の報酬の額は、次のとおりとする。

日額 7,500円

2 前項の規定による報酬は、その支給の事由の生じた都度これを支給する。

3 審査会委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

4 前項の規定により支給する旅費の額は、管理者の属する市町の例による。

(報酬等の支給条件及び支給方法)

第6条 この条例に定めるもののほか、特別職の報酬及び費用弁償の支給条件及び支給方法については、管理者の属する市町の例による。

(その他)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月1日条例第2号)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の嶺南広域行政組合特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月31日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月24日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

1 第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までの間、敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例によるものとする。

附 則(平成27年7月30日条例第4号)

この条例は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の附則第1項の規定は、平成27年4月30日から適用する。

附 則（平成28年3月29日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

議会の議員の旅費

区 分	鉄道賃	船 賃	車 賃 (1キロメートルにつき)	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1日につき)	食卓料 (1夜につき)
議 長 副議長 議 員	<p>旅客運賃及び次の料金とする。</p> <p>(1) 急行料金を徴する客車を運行させる路線による旅行の場合には、その急行料金。ただし、旅行の片道の路程が50キロメートル以上の場合に限る。</p> <p>(2) 特別車両料金を徴する客車を運行させる路線による旅行の場合には、前号の急行料金のほか、その特別車両料金を徴する客車を運行させる路線の片道の路程が100キロメートル以上の場合に限る。</p> <p>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行させる路線による旅行の場合には、第1号の急行料金及び前号の特別車両料金のほか、その座席指定料金。ただし、旅行の片道の路程が100キロメートル以上の場合に限る。</p>	<p>次に定める旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下「運賃」という。)及び料金とする。</p> <p>(1) 運賃の等級を2階級又は3階級に区分する船舶を運航させる航路による旅行の場合には上級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない船舶を運航させる航路による旅行の場合にはその運賃</p> <p>(3) 公務上の理由により別に寝台料金を必要とする場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p>(4) 第2号に規定する船舶で、特別船室料金を徴するものを運行させる航路による旅行の場合には、同号の運賃及び前号の寝台料金のほか、その特別船室料金</p> <p>(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行させる航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、その座席指定料金</p>	37 円	3,000 円	14,800 円	3,000 円

別表第2（第3条関係）

管理者等の旅費

区 分	鉄道賃及び船賃	車 賃 (1キロメートルにつき)	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1日につき)	食卓料 (1夜につき)
管 理 者 副管理者	議会議員の例による	37 円	3,000 円	14,800 円	3,000 円

別表第3（第4条関係）

監査委員の旅費

区 分	鉄道賃及び船賃	車 賃 (1キロメートルにつき)	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1日につき)	食卓料 (1夜につき)
監査委員	議会議員の例による	37 円	3,000 円	14,800 円	3,000 円